

参議院議院運営委員会會議録第十一号

国 第九十二回 会

平成二十八年十一月十六日(水曜日)

午前九時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山本 順三君

理事 石田 昌宏君
塚田 一郎君
牧野たかお君
浜野 喜史君
吉川 沙織君
石川 博崇君
仁比 聡平君
東 徹君

委員

足立 敏之君
今井絵理子君
小川 克巳君
小野田紀美君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
自見はなこ君
中西 哲君
藤木 眞也君
宮島 喜文君
伊藤 孝恵君
田名部匡代君
浜口 誠君
真山 勇一君
高瀬 弘美君
三浦 信祐君

委員以外の議員

議長 木戸口英司君
副議長 伊達 忠一君
郡司 彰君

事務局側

事務総長 中村 剛君
事務次長 郷原 悟君
議事部長 岡村 隆司君
委員部長 秋谷 薫司君
記録部長 松本 智和君
警務部長 金澤 眞志君
庶務部長 木下 博文君
管理部長 笹嶋 正君
国際部長 鈴木 千明君

本日の会議に付した案件

- 元議員故小坂憲次君に対する弔詞に関する件
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件
- 委員長(山本順三君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○事務総長(中村剛君) 小坂憲次元参議院議員には、去る十月二十一日、逝去されました。謹んで御報告いたします。

本委員会の理事会におきましては、協議の結果、お手元にお配りしてございます案文の弔詞をささげることと決定いたしました次第でございます。

○委員長(山本順三君) 本件につきましては、ただいまの事務総長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本順三君) 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(中村剛君) 便宜私から御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものでございます。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、政府職員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山本順三君) 両案につきまして、御意見のある方は御発言願います。

○東徹君 私は、日本維新の会を代表して、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に反対の意見を表明いたします。

平成二十六年、消費税が五%から八%へ引き上げられました。東日本大震災の復興所得税は平成四十九年まで続きます。その一方、公務員給与は、消費税が行われた平成二十六年に震災時の削減が終わり、元に戻りました。平成二十七年以降公務員給与は上がり続けており、国民には消費税や東日本大震災の復興増税という負担を求めながら、国会議員秘書といえども国民の税金で賄う公務員給与が上がり続ける現状に国民の理解は得られません。

我が党は、九月二十七日、身を切る改革に関連する十一の法案を参議院へ提出いたしました。この中には国会議員の歳費及び期末手当を二割削減する法案のほか、国家公務員総人件費を二割削減する法案も含まれております。これは、国の出先機関の統廃合等で人員削減を進めるとともに、人事院勧告方式の見直し等で国家公務員の給与等を削減するというものです。

人事院勧告には、我が党が国会で繰り返し指摘しているとおり、事業所ベースで民間事業所の上位一%の事業所である企業規模で五十人以上、事業所規模五十人以上の事業所のみ民間給与実態調査の対象とされているなどの問題があり、このような人事院勧告の方式自体見直すべきというふうに考えております。

本法案による秘書給与の引上げもこの人事院勧告を受けたものであり、人事院勧告の中立性、専門性を理由として、国の財政にも国民の痛みにも思いを致すことなく提出された本法案に我が党は賛成することができません。

以上をもって国会議員の秘書給与法改正案への意見表明といたします。

なお、国会議員の育児休業法改正案につきましては、賛成の意見を表明いたします。

○委員長(山本順三君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、これより採決を行います。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本順三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本順三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本順三君) 次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(中村剛君) 御説明申し上げます。

本件は、政府職員給与改定及び介護休暇の分割、介護時間の新設に準じて、国会職員について同様の措置を講じようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山本順三君) 本件につきまして御意見のある方は御発言願います。

○東徹君 私、日本維新の会を代表して、国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案に反対の意見を表明いたします。

その理由は、先ほど意見をいたしました国会議員秘書給与法改正案と同様であり、公務員給与の引上げを行う前に、国民の国会への信頼を確保するために、まず身を切る改革を進めなければなりません。

以上をもつて本規程改正案への反対の意見表明とさせていただきます。

以上です。

○委員長(山本順三君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、これより採決を行います。

本件につきましては、事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本順三君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(山本順三君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(中村剛君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、元議員小坂憲次君逝去につき哀悼の件でございます。弔詞をささげることにつきまして異議の有無を御諮りいたしました後、議長は弔詞を朗読されます。

その際、一同御起立をお願いいたします。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、厚生労働委員長が報告及び趣旨説明をされま

す。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第三及び第四を一括して議題とした後、内閣委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国会議員秘書給与法改正案及び国会議員育児休業法改正案の緊急上程でございます。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもつて御諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタンス式投票をもつて行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十五分の見込みでございます。

○委員長(山本順三君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

弔詞(案)

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ、さきに決算委員長、憲法審査会会長の要職に就かれ、また国務大臣としての重任に就かれたら、元議員三位旭日大綬章小坂憲次君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

給料表の改定

一 別表第一及び別表第二の全給料月額を改定すること。(別表第一及び別表第二関係)

二 勤勉手当の額の改定

1 平成二十八年十二月期の支給割合を改定すること。(第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

2 平成二十九年年度以後の支給割合を改定すること。(第二条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二の2は、平成二十九年四月一日から施行すること。

2 一は、平成二十八年四月一日から適用すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の六十四」を「百分の七十二」に改め、同項第三号中「百分の四十八」を「百分の五十四」に改め、同項第四号中「百分の二十四」を「百分の二十七」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
 別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四三、五〇〇円
	二	三六一、四〇〇円
二	一	四一六、六〇〇円
	二	四二六、六〇〇円
	三	四三六、六〇〇円
	四	四四六、六〇〇円
	五	四五六、六〇〇円
	六	四六六、六〇〇円
	七	四七六、五〇〇円
	八	四八三、二〇〇円
	九	四八九、九〇〇円
	一〇	五〇七、七〇〇円
三	一	五一八、六〇〇円
	二	五二五、九〇〇円
	三	五三三、二〇〇円
	四	五三三、二〇〇円
	五	五三三、二〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二六八、〇〇〇円
	二	二七二、五〇〇円
二	一	三〇六、七〇〇円
	二	三一四、〇〇〇円
	三	三二一、四〇〇円
	四	三二八、七〇〇円
	五	三三六、一〇〇円
三	一	三六三、六〇〇円
	二	三七一、七〇〇円
	三	三七九、九〇〇円
	四	三八八、〇〇〇円
	五	三九三、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第十五条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十八」に改め、同項第三号中「百分の五十四」を「百分の五十二」に改め、同項第四号中「百分の二十七」を「百分の二十五・五」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の同法(同項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。))附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む)は、改正後の秘書給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む)の内払とみなす。

理由
 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第一条関係)
 (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(勤勉手当) 第十五条 略	(勤勉手当) 第十五条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の九十二	一 在職期間が六月の場合 百分の八十二
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二	二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十四
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四	三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十八
四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七	四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四
3 5 略	3 5 略

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四三、五〇〇円
	一	三六一、四〇〇円
二	一	四一六、六〇〇円
	二	四二六、六〇〇円
	三	四三六、六〇〇円
	四	四四六、六〇〇円
	五	四五六、六〇〇円
	六	四六六、六〇〇円
	七	四七六、五〇〇円
	八	四八三、二〇〇円
	九	四八九、九〇〇円
	一〇	五〇七、七〇〇円
三	一	五一八、六〇〇円
	二	五二五、九〇〇円
	三	五三三、二〇〇円
	四	五三三、二〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四三、一〇〇円
	一	三六一、〇〇〇円
二	一	四一六、一〇〇円
	二	四二六、一〇〇円
	三	四三六、一〇〇円
	四	四四六、一〇〇円
	五	四五六、一〇〇円
	六	四六六、一〇〇円
	七	四七六、一〇〇円
	八	四八二、七〇〇円
	九	四八九、三〇〇円
	一〇	五〇七、三〇〇円
三	一	五一八、一〇〇円
	二	五二五、四〇〇円
	三	五三二、七〇〇円
	四	五三二、七〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二六八、〇〇〇円
	一	二七二、五〇〇円
二	一	三〇六、七〇〇円
	二	三一四、〇〇〇円
	三	三二一、四〇〇円
	四	三二八、七〇〇円
	五	三三六、一〇〇円
	六	三六三、六〇〇円
	七	三七一、七〇〇円
	八	三七九、九〇〇円
	九	三八八、〇〇〇円
	一〇	三九三、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二六七、五〇〇円
	一	二七二、一〇〇円
二	一	三〇六、三〇〇円
	二	三一三、六〇〇円
	三	三二一、〇〇〇円
	四	三二八、三〇〇円
	五	三三五、七〇〇円
	六	三六三、一〇〇円
	七	三七一、三〇〇円
	八	三七九、四〇〇円
	九	三八七、五〇〇円
	一〇	三九三、〇〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第二条関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(勤勉手当) 第十五条 略	(勤勉手当) 第十五条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の八十五	一 在職期間が六月の場合 百分の九十二
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十八	二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十一	三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四
四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十五・五	四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七
3 5 略	3 5 略

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
第一 育児休業等に係る子の範囲の拡大
育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該国会議員が現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含むものとする。(第三条第一項関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十九年一月一日から施行すること。
- 二 関係法律の規定の整備を行うこと。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「の子」の下に「民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の第二項の規定により国会議員が当該国会議員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）」であつて、当該国会議員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会議員に委託されている児童のうち、当該国会議員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。』を加える。

附則

(施行期日)

- この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。
 (児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条を附則第十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。
 (国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十六条 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六条の四第一項を「第六条の四第二号」に、「里親を養子縁組里親に改め、」のうち、当該国会議員が養子縁組によつて養親となることを希望している者を削る。

理由

一般職の国家公務員に準じて、国会議員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の育児休業等に関する法律案 新旧対照表

○ 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(育児休業の承認) 第三条 国会議員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会議員、臨時的に任用された国会議員その他その任用の状況がこれらに類する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の第二項の規定により国会議員が当該国会議員との間における同項に規定	(育児休業の承認) 第三条 国会議員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会議員、臨時的に任用された国会議員その他その任用の状況がこれらに類する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一

する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該国会議員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会議員に委託されている児童のうち、当該国会議員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。』を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日)まで、育児休業をすることができ、当該子の出生の日から国会議員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子について最初の育児休業を除く。』をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)(附則第二項関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正) 第十五条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。	(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正) 第十六条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

(新設)

(国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十六条 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該国会議員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

○ 附則第二項の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の規定による改正後の国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)(附則第二項関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

(育児休業の承認)

第三条 国会職員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子(民法明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である国会職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として両議院

(育児休業の承認)

第三条 国会職員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によって養親

の議長が協議して定める者を含む。以下同じ)を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで)の間で両議院の議長が協議して定める日)まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該労働者により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (略)

となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ)を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで)の間で両議院の議長が協議して定める日)まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該労働者により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (同上)

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

(国会議員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第七条の四第二項中「掲げる額を」を「定める額に改め、同項第一号イ中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「百分の八十七・五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附則第七項中「百分の一・二」を「百分の一・三五」に、「百分の一・五」を「百分の一・六五」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第一給料月額の欄中「五八五、〇〇〇円」を「五八五、四〇〇円」に、「五五四、三〇〇円」を「五五四、七〇〇円」に、「五二四、三〇〇円」を「五二四、七〇〇円」に、「四九二、七〇〇円」を「四九三、一〇〇円」に、「四六二、二〇〇円」を「四六二、六〇〇円」に、「四三四、八〇〇円」を「四三三、二〇〇円」に、「三九九、五〇〇円」を「三九九、九〇〇円」に、「三六一、〇〇〇円」を「三六一、四〇〇円」に、「三二五、二〇〇円」を「三二五、六〇〇円」に、「二九四、〇〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二七二、一〇〇円」を「二七二、五〇〇円」に、「二六一、八〇〇円」を「二六三、四〇〇円」に改める。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第一条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員の区分	薪の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
再任	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
用職	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
員以	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
外の	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
職員	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。
 (二) 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

ロ 行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500

	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
	45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
	50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
	54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
再任	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
用職	70	209,800	251,900	281,700	310,500	
員以	71	210,100	252,400	282,500	311,000	
外の	72	210,700	252,900	283,200	311,500	
職員	73	211,000	253,100	284,000	311,800	
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	

76	212,900	254,500	286,300	313,200
77	213,100	255,000	286,900	313,400
78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	

	116	233,300	265,900	302,900		
	117	233,600	266,200	303,100		
	118	234,000	266,500	303,400		
	119	234,400	266,800	303,700		
	120	234,800	267,100	303,900		
	121	235,200	267,200	304,100		
	122		267,500	304,400		
	123		267,800	304,700		
	124		268,100	304,900		
	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,800	191,700	227,900	281,000	307,800	325,900
	2	157,300	193,500	229,500	283,200	310,100	328,200
	3	158,800	195,300	231,000	285,500	312,300	330,600
	4	160,400	197,100	232,600	287,700	314,600	333,000
	5	161,700	198,700	234,100	289,900	316,900	335,200
	6	163,200	200,500	235,600	292,200	319,100	337,600
	7	164,700	202,300	236,900	294,400	321,400	339,900
	8	166,200	204,100	238,300	296,600	323,600	342,300
	9	167,600	205,800	239,500	298,800	325,900	344,600
	10	170,300	207,600	241,200	301,000	328,100	346,700
	11	172,900	209,400	243,000	303,300	330,400	349,100
	12	175,500	211,200	244,600	305,500	332,600	351,400
	13	178,200	212,600	246,100	307,700	334,800	353,600
	14	179,900	214,400	248,000	310,000	337,100	355,900
	15	181,600	216,100	249,700	312,200	339,300	358,100
	16	183,300	217,900	251,500	314,500	341,600	360,500
	17	184,800	219,600	253,200	316,500	343,500	362,600
	18	186,600	221,300	255,200	318,800	345,700	365,600
	19	188,400	222,900	257,200	321,100	347,800	368,500
	20	190,100	224,500	259,300	323,300	349,900	371,400
	21	191,700	226,000	261,200	325,500	351,800	374,100
	22	193,200	227,700	263,300	327,600	354,000	376,400
	23	194,700	229,300	265,400	329,900	356,200	378,800
	24	196,200	230,900	267,500	332,000	358,100	381,200
	25	197,500	232,200	269,800	333,900	360,200	383,500
	26	198,800	233,600	272,000	336,100	362,600	386,000
	27	200,100	234,900	274,100	338,100	365,000	388,400
	28	201,400	236,100	276,200	340,300	367,400	390,900
	29	202,700	237,600	278,000	342,500	369,700	393,000
	30	204,000	238,800	280,100	344,600	371,800	395,000
	31	205,300	239,800	282,200	346,800	373,900	397,100
	32	206,600	241,000	284,100	348,900	376,000	399,300
	33	207,800	242,200	286,100	350,900	377,000	400,400
	34	209,100	243,300	288,200	352,900	378,000	402,200
	35	210,400	244,400	290,200	354,800	379,200	404,000
	36	211,700	245,600	292,300	356,800	380,400	405,800
	37	212,800	246,500	294,300	358,400	381,400	407,500
	38	213,900	247,700	296,200	360,100	382,400	409,400
	39	214,900	248,900	298,200	362,000	383,500	411,200
	40	216,000	250,200	300,200	363,900	384,600	413,000

	41	217,100	251,600	302,000	365,700	385,400	414,500
	42	218,000	252,700	304,000	367,000	386,500	415,700
	43	218,800	253,800	305,900	368,800	387,600	416,900
	44	219,700	254,800	307,800	370,500	388,700	418,200
	45	220,300	255,700	309,700	372,100	389,300	419,500
	46	220,800	256,700	311,700	372,900	390,200	420,800
	47	221,200	257,700	313,600	373,600	391,100	422,100
	48	221,700	258,600	315,600	374,400	392,000	423,300
	49	222,100	259,400	317,000	375,100	392,600	424,400
	50	222,500	260,000	318,800	375,700	393,500	425,700
	51	222,700	260,800	320,600	376,300	394,300	427,000
	52	223,000	261,600	322,500	376,900	395,100	428,200
	53	223,300	262,300	324,300	377,100	395,700	429,300
	54	223,500	262,900	326,200	377,700	396,500	430,100
	55	223,800	263,700	328,100	378,200	397,200	430,900
	56	224,200	264,500	329,900	378,800	397,900	431,700
	57	224,300	265,200	331,600	379,100	398,700	432,400
再任	58	224,600	265,800	333,200	379,700	399,500	433,100
用職	59	224,800	266,300	334,700	380,300	400,300	433,800
員以	60	225,100	266,900	336,300	380,900	401,100	434,500
外の	61	225,600	267,400	337,500	381,200	401,800	435,400
職員	62	226,000	268,000	338,600	381,800	402,400	436,200
	63	226,400	268,500	339,600	382,500	402,900	436,600
	64	226,700	269,100	340,600	383,100	403,600	437,300
	65	227,100	269,300	341,600	383,400	404,000	437,900
	66		269,800	342,300	384,000	404,500	438,300
	67		270,300	343,200	384,700	405,000	438,700
	68		270,900	344,200	385,300	405,500	439,100
	69		271,500	345,100	385,800	406,000	439,600
	70		272,100	345,900	386,400	406,400	440,000
	71		272,700	346,800	387,100	406,800	440,400
	72		273,300	347,700	387,700	407,100	440,700
	73		273,700	348,600	388,000	407,400	441,100
	74		274,000	349,300	388,700	407,800	441,500
	75		274,400	349,900	389,300	408,200	441,800
	76		274,800	350,600	389,700	408,400	442,100
	77		275,100	351,000	390,100	408,700	442,500
	78		275,300	351,600	390,700	409,100	
	79		275,500	352,100	391,200	409,500	
	80		275,700	352,700	391,700	409,700	
	81		276,000	353,200	392,000	410,000	
	82		276,300	353,900	392,600	410,400	
	83		276,600	354,600	393,100	410,800	
	84		276,900	355,200	393,600	411,000	
	85		277,100	355,500	393,800	411,300	
	86		277,400	356,000			

87			277,700	356,600			
88			278,100	357,000			
89			278,400	357,600			
90			278,700	358,100			
91			278,900	358,700			
92			279,200	359,200			
93			279,500	359,600			
94			279,700	360,000			
95			280,000	360,500			
96			280,300	360,900			
97			280,500	361,300			
98			280,800	361,900			
99			281,200	362,400			
100			281,500	362,800			
101			281,700	363,200			
102			281,900	363,700			
103			282,200	364,200			
104			282,400	364,700			
105			282,700	365,200			
106			283,000	365,700			
107			283,300	366,200			
108			283,500	366,700			
109			283,800	367,200			
110			284,200	367,700			
111			284,600	368,100			
112			284,900	368,500			
113			285,100	369,000			
再任用職員		182,000	209,000	278,600	308,600	337,700	370,600

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,100	207,100	247,100	291,800	322,000	345,900
	2	167,000	209,100	248,900	293,800	324,300	348,100
	3	169,000	211,100	250,700	295,900	326,700	350,400
	4	170,900	213,100	252,500	298,200	328,900	352,600
	5	172,800	215,100	254,200	300,200	331,000	354,600
	6	174,800	217,100	256,000	302,400	333,200	356,700
	7	176,700	219,100	257,600	304,500	335,500	358,900
	8	178,700	221,000	259,300	306,700	337,700	361,100
	9	180,600	223,100	260,700	308,800	339,900	363,000
	10	182,400	224,900	262,300	310,900	342,200	365,200
	11	184,200	226,700	263,600	313,100	344,400	367,300
	12	186,000	228,500	264,900	315,100	346,700	369,500
	13	187,900	230,400	266,500	317,400	348,800	371,500
	14	190,200	232,300	267,900	319,700	350,900	373,600
	15	192,500	234,200	269,000	321,900	353,100	375,800
	16	194,800	236,100	270,300	324,100	355,200	377,900
	17	197,000	237,700	271,300	326,100	357,400	379,600
	18	199,600	239,600	272,700	328,400	359,500	381,700
	19	202,100	241,500	274,100	330,500	361,700	383,700
	20	204,600	243,400	275,500	332,800	363,900	385,800
	21	206,900	245,000	276,800	335,000	365,700	387,900
	22	208,700	246,500	278,200	337,100	367,700	390,100
	23	210,500	247,800	279,500	339,300	369,700	392,300
	24	212,300	249,200	281,000	341,400	371,800	394,400
	25	214,200	250,700	282,200	343,300	373,500	396,300
	26	216,100	252,000	284,200	345,500	375,600	398,400
	27	218,000	253,300	286,300	347,600	377,700	400,600
	28	219,800	254,500	288,400	349,700	379,800	402,800
	29	221,500	255,800	290,400	351,600	381,900	404,700
	30	223,300	257,000	292,400	353,800	384,000	406,700
	31	225,100	258,400	294,200	355,900	386,100	408,600
	32	226,900	259,600	296,100	358,100	388,100	410,500
	33	228,600	260,300	297,900	359,700	390,300	412,200
	34	230,300	261,600	299,800	361,700	392,400	413,800
	35	232,000	262,800	301,800	363,600	394,500	415,400
	36	233,700	264,100	303,700	365,700	396,400	417,000
	37	235,100	265,000	305,400	367,700	398,100	418,600
	38	236,900	266,200	307,500	369,900	400,000	420,400
	39	238,700	267,200	309,600	372,000	401,700	422,200
	40	240,500	268,200	311,500	374,000	403,500	424,000

	41	241,900	269,600	313,400	376,000	404,900	425,800
	42	243,400	271,000	315,400	378,100	406,400	427,500
	43	244,700	272,300	317,500	380,200	407,800	429,200
	44	246,100	273,500	319,600	382,200	409,200	430,800
	45	247,400	274,800	321,300	383,900	410,700	432,200
	46	248,700	276,400	323,300	385,700	412,400	433,500
	47	249,900	278,000	325,300	387,400	414,000	434,900
	48	251,100	279,700	327,200	389,200	415,700	436,200
	49	252,300	281,600	329,000	390,600	417,200	437,200
	50	253,500	283,400	330,800	392,200	418,300	438,100
	51	254,600	285,200	332,600	393,800	419,400	439,000
	52	255,700	286,700	334,600	395,400	420,400	439,800
	53	256,600	288,400	336,300	397,300	421,200	440,800
	54	257,700	290,300	338,200	398,900	422,100	441,200
	55	258,800	292,100	340,200	400,500	423,000	441,400
	56	260,000	293,900	342,200	402,200	423,800	441,700
	57	260,900	295,600	343,600	404,000	424,400	442,000
	58	262,100	297,300	345,600	405,300	424,900	442,300
	59	263,100	299,100	347,500	406,700	425,600	442,600
	60	264,200	300,900	349,400	408,000	426,400	442,900
	61	265,400	302,400	351,200	409,000	426,800	443,100
	62	266,400	304,200	353,400	410,100	427,400	443,500
	63	267,800	306,000	355,600	411,200	427,900	443,900
	64	269,000	307,700	357,800	412,300	428,400	444,300
	65	270,000	309,200	359,700	413,000	428,900	444,500
	66	271,600	310,900	361,800	414,000	429,500	444,800
	67	273,000	312,400	363,800	415,000	429,900	445,200
	68	274,600	314,100	365,900	415,900	430,400	445,400
	69	276,200	315,600	367,600	416,700	430,600	445,600
再任	70	277,800	317,100	369,100	417,200	430,900	445,900
用職	71	279,400	318,700	370,500	417,800	431,200	446,300
員以	72	280,900	320,300	372,000	418,300	431,500	446,600
外の	73	282,400	321,400	373,200	418,900	431,900	446,800
職員	74	283,800	323,000	374,400	419,300	432,200	447,000
	75	285,300	324,500	375,700	419,800	432,500	447,400
	76	286,700	326,200	377,000	420,300	432,800	447,700
	77	288,300	328,000	378,300	420,700	433,100	447,900
	78	289,800	329,700	379,600	421,200	433,400	448,100
	79	291,400	331,300	380,900	421,800	433,700	448,500
	80	293,000	332,900	382,200	422,300	434,000	448,800
	81	294,200	334,600	383,300	422,500	434,300	449,000
	82	295,600	336,300	384,600	423,100	434,500	449,200
	83	297,100	337,900	385,800	423,600	434,800	449,600
	84	298,600	339,600	387,100	423,800	435,000	449,900
	85	299,700	341,000	388,300	424,000	435,300	450,100
	86	301,200	342,500	389,100	424,500	435,500	

87	302,500	344,000	389,800	424,800	435,800
88	304,000	345,500	390,600	425,100	436,000
89	305,400	346,700	391,200	425,400	436,300
90	306,800	347,900	391,900	425,800	436,500
91	308,100	349,200	392,600	426,200	436,800
92	309,500	350,500	393,300	426,600	437,000
93	310,600	352,000	393,900	426,900	437,300
94	312,100	353,500	394,400		
95	313,400	355,000	395,000		
96	314,900	356,500	395,500		
97	316,400	357,800	396,100		
98	317,900	359,000	396,500		
99	319,300	360,100	397,100		
100	320,800	361,300	397,600		
101	322,100	362,300	398,100		
102	323,400	363,400	398,500		
103	324,800	364,500	399,000		
104	326,100	365,700	399,400		
105	327,300	366,800	399,700		
106	328,600	367,300	400,100		
107	329,900	367,900	400,600		
108	331,200	368,500	400,900		
109	332,600	369,100	401,400		
110	333,500	369,600	401,900		
111	334,600	370,100	402,400		
112	335,800	370,600	402,900		
113	336,900	371,100	403,100		
114	338,000	371,500	403,600		
115	339,000	372,100	404,100		
116	340,100	372,600	404,600		
117	341,300	373,000	404,800		
118	342,300	373,500	405,300		
119	343,300	374,100	405,800		
120	344,200	374,500	406,300		
121	345,100	374,700	406,600		
122	346,000	375,200	407,100		
123	347,000	375,600	407,500		
124	348,000	375,900	408,000		
125	349,000	376,500	408,300		
126	349,500	377,000			
127	350,100	377,500			
128	350,700	378,000			
129	351,000	378,300			
130	351,400	378,800			
131	351,900	379,300			
132	352,300	379,800			

	133	352,700	380,100				
	134	353,100	380,600				
	135	353,600	381,000				
	136	354,000	381,400				
	137	354,400	381,700				
	138	354,800	382,200				
	139	355,200	382,700				
	140	355,600	383,200				
	141	355,800	383,500				
	142	356,300					
	143	356,700					
	144	357,000					
	145	357,300					
	146	357,700					
	147	358,200					
	148	358,700					
	149	359,000					
	150	359,500					
	151	360,000					
	152	360,500					
	153	360,800					
再任用職員		252,400	257,400	284,300	309,000	326,700	353,400

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百五十」を「百分の百七十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附則第七項中「百分の一・三五」を「百分の一・二七五」に、「百分の一・六五」を「百分の一・五七五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第三条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「子」を「子(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号))」

第三条第一項に規定する子をいう。」に改める。

第九条の二第一項中「第十六条第三項」の下に「及び第十六条の二第三項」を加える。

第十二条中「及び介護休暇を」と、「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十六条第一項中「国会職員が」の下に「要介護者」を、「もの」の下に「を」を、「ため」の下に「本属長が、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」に、「三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」に、「連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、国会職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十七条(見出しを含む)中「及び介護休暇を」と、「介護休暇及び介護時間」に改める。

(特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第四条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		372,000
2		420,000
3		471,000
4		532,000
5		607,000
6		709,000
7		829,000

第三条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第五条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この規程は、平成二十八年 月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第三条の規定 平成二十九年一月一日

二 第二条及び第五条の規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定(国会職員の給与等に関する規程(以下「給与規程」という。))第七条の三第二項の改正規定、給与規程第七条の四第二項の改正規定及び給与規程附則第七項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与規程(次条において「改正後の給与規程」という。))の規定及び第四条の規定(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(以下「特定任期付職員給与特例規程」という。))第三条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の特定任期付職員給与特例規程(次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。))の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。))附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第四

条の規定による改正前の特定任期付職員給与特例規程の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む)は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む)又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む)の内払とみなす。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十七条の規定により介護休暇の承認を受けた国会職員であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第一号施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第三条の規定による改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十六条第一項に規定する指定期間については、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二項に規定する本属長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、初日から当該国会職員の申出に基づく第一号施行日以後の日(初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(両院議長協議決定への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案 新旧対照表

○ 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第七条の三(略)</p> <p>② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百五十、十二月に支給する場合においては百分の百七十</p>	<p>第七条の三(同上)</p> <p>② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百五十、十二月に支給する場合においては百分の百六十</p>

五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。))

五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。))

次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額(に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする)。

次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額(に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする)。

③⑥(略)

③⑥(同上)

第七条の四(略)

第七条の四(同上)

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、

裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職

裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 (同上)

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 (同上)

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員
 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五(特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職

員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

附則

156 (略)

7 附則第四項の規定が適用される間、第七條の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
(略)	(略)
十二号給	五八五、四〇〇円
十一号給	五五四、七〇〇円
十号給	五二四、七〇〇円
九号給	四九三、一〇〇円
八号給	四六二、六〇〇円
七号給	四三五、二〇〇円
六号給	三九九、九〇〇円
五号給	三六一、四〇〇円
四号給	三二五、六〇〇円
三号給	二九四、四〇〇円
二号給	二七二、五〇〇円
一号給	二六三、四〇〇円

員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

③・④ (同上)

附則

156 (同上)

7 附則第四項の規定が適用される間、第七條の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・二(特定管理職員にあつては、百分の一・五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
(同上)	(同上)
(同上)	(同上)
十二号給	五八五、〇〇〇円
十一号給	五五四、三〇〇円
十号給	五二四、三〇〇円
九号給	四九二、七〇〇円
八号給	四六二、二〇〇円
七号給	四三四、八〇〇円
六号給	三九九、五〇〇円
五号給	三六一、〇〇〇円
四号給	三二五、二〇〇円
三号給	二九四、〇〇〇円
二号給	二七二、一〇〇円
一号給	二六二、八〇〇円

現 行

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	行政職給料表(一)									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500	
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400	
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500	
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600	
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700	
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000	
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500	
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900	
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300	
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100	
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	546,900	
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800	
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500	
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900	
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200	
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300	
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600	
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,500	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600	
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,600	354,900	403,900	444,000	505,900	556,500	
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400	
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300	
22	168,600	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	559,900	
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	561,000	
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	562,000	
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	563,000	
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,600	454,600	514,100	564,000	
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,300	417,900	455,900	515,300	565,000	
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	566,000	
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	567,000	
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	459,800	518,400	568,000	
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	461,500	519,300	569,000	
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	463,000	520,200	570,000	
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	464,000	521,000	571,000	
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	465,800	522,000	572,000	
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	467,100	523,000	573,000	
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	468,300	524,000	574,000	
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	469,600	525,000	575,000	
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	432,700	471,000	526,000	576,000	
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	434,000	472,000	527,000	577,000	

改 正 案

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	行政職給料表(一)									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	141,600	191,700	227,500	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900	
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,000	
3	143,900	195,300	231,000	265,000	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,000	
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	529,000	
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100	
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400	
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900	
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300	
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700	
10	151,700	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500	
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300	
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200	
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900	
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300	
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600	
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	499,700	553,700	
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,100	399,700	440,800	502,400	555,000	
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,000	442,600	503,800	556,000	
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900	
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800	
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700	
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,500	509,300	559,900	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	561,000	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	562,000	
25	178,200	232,200	265,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	563,000	
26	179,900	233,700	267,000	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	564,000	
27	181,600	235,100	268,900	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	565,000	
28	183,300	236,400	271,500	315,500	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	566,000	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	567,000	
30	186,600	239,000	275,100	319,100	347,000	376,100	423,000	459,800	518,800	568,000	
31	188,400	240,500	277,000	321,200	348,900	377,900	424,400	461,000	519,700	569,000	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,900	462,000	520,600	570,000	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	427,500	463,000	521,400	571,000	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	429,000	464,200	522,300	572,000	
35	194,700	244,800	284,100	328,800	356,200	384,200	430,500	465,500	523,000	573,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	432,000	466,700	524,000	574,000	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,400	433,500	468,000	524,800	575,000	
38	198,800	248,500	289,300	334,500	360,600	388,800	435,000	469,200	525,800	576,000	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	436,100	470,000	526,800	577,000	

40	199,900	250,400	292,300	336,000	363,000	390,300	433,500	465,400	526,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,500	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,800	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,500	323,500	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,500	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	366,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,900	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	289,500	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,500	375,100	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,500	376,100	389,600	408,800			

再任
用職
員以
外の
議員

再任
用職
員以
外の
議員

85	241,500	290,900	337,900	376,500	399,800	409,000						
86	242,200	291,200	338,500	377,000	399,100							
87	242,900	291,500	339,000	377,400	399,400							
88	243,600	291,900	339,200	377,800	399,600							
89	244,300	292,200	339,500	378,200	399,800							
90	244,800	292,600	339,900	378,700	399,100							
91	245,300	292,900	340,400	379,100	399,400							
92	245,800	293,300	340,800	379,500	399,600							
93	246,100	293,400	341,000	379,800	399,800							
94		293,600	341,400									
95		294,000	341,900									
96		294,400	342,300									
97	294,600	294,600	342,400									
98	294,900	294,900	342,900									
99	295,300	295,300	343,300									
100	295,700	295,700	343,500									
101		295,900	343,900									
102		296,200	344,300									
103		296,600	344,700									
104		296,900	345,100									
105	297,100	297,100	345,600									
106	297,400	297,400	346,000									
107	297,800	297,800	346,400									
108	298,100	298,100	346,800									
109	298,300	298,300	347,300									
110	298,700	298,700	347,700									
111	299,100	299,100	348,000									
112	299,400	299,400	348,300									
113	299,500	299,500	348,300									
114	299,800	299,800										
115	300,100	300,100										
116	300,500	300,500										
117	300,700	300,700										
118	300,900	300,900										
119	301,200	301,200										
120	301,500	301,500										
121	301,900	301,900										
122	302,100	302,100										
123	302,400	302,400										
124	302,700	302,700										
125		303,000										
再任用費	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200		

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。

85	242,100	291,300	338,300	376,900	399,200	409,400						
86	242,800	291,600	338,700	377,400	399,500							
87	243,500	291,900	339,200	377,800	399,800							
88	244,200	292,300	339,600	378,200	399,100							
89	244,900	292,600	339,900	378,600	399,400							
90	245,400	293,000	340,300	379,100	399,700							
91	245,800	293,300	340,800	379,500	399,100							
92	246,300	293,700	341,200	379,900	399,500							
93	246,600	293,800	341,400	380,200	399,800							
94		294,000	341,800									
95		294,400	342,300									
96		294,800	342,700									
97	295,000	295,000	342,800									
98	295,300	295,300	343,300									
99	295,700	295,700	343,700									
100	296,100	296,100	344,000									
101		296,300	344,300									
102		296,600	344,700									
103		297,000	345,100									
104		297,300	345,500									
105	297,500	297,500	346,000									
106	297,800	297,800	346,400									
107	298,200	298,200	346,800									
108	298,500	298,500	347,200									
109	298,700	298,700	347,700									
110	299,100	299,100	348,100									
111	299,500	299,500	348,400									
112	299,800	299,800	348,700									
113	299,900	299,900	349,200									
114	300,200	300,200										
115	300,500	300,500										
116	300,900	300,900										
117	301,100	301,100										
118	301,300	301,300										
119	301,600	301,600										
120	301,900	301,900										
121	302,300	302,300										
122	302,500	302,500										
123	302,800	302,800										
124	303,100	303,100										
125		303,400										
再任用費	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600		

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。

(二) 2級の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

(二) 2級の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

現

行

改

正

案

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	202,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	283,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	127,900	179,200	200,900	246,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,700	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,900	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600

37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400	180,200	225,200	252,800	290,800	336,800
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800	193,500	235,000	264,000	298,900	346,200
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	197,500	240,100	269,000	302,000	349,600	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	208,300	251,300	281,300	310,100		209,800	251,900	281,700	310,500	
71	208,600	251,900	282,100	310,600		210,100	252,400	282,500	311,000	
72	209,200	252,400	282,800	311,100		210,700	252,900	283,200	311,500	
73	209,700	252,600	283,600	311,400		211,000	253,100	284,000	311,800	
74	210,300	253,000	284,300	311,900		211,600	253,500	284,700	312,300	
75	210,900	253,500	285,100	312,400		212,100	254,000	285,500	312,800	
76	211,700	254,000	285,900	312,800		212,900	254,500	286,300	313,200	
77	211,900	254,600	286,500	313,000		213,100	255,000	286,900	313,400	
78	212,600	255,000	287,500	313,300		213,800	255,400	287,400	313,700	
79	213,200	255,500	287,500	313,600		214,300	255,900	287,900	314,000	

再任用職員以外の職員

再任用職員以外の職員

専任 用職 員						
122	267,100	304,000				
123	267,400	304,300				
124	267,700	304,500				
125	267,800	304,700				
126	268,100	305,000				
127	268,400	305,300				
128	268,700	305,500				
129	268,800	305,700				
130	269,100	306,000				
131	269,400	306,300				
132	269,700	306,500				
133	269,800	306,700				
134	270,100					
135	270,400					
136	270,700					
137	270,800					
	192,400	203,500	222,000	242,800	273,500	

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、同議院の議長が協議して定めるものに適用する。

専任 用職 員						
122	267,500	304,400				
123	267,800	304,700				
124	268,100	304,900				
125	268,200	305,100				
126	268,500	305,400				
127	268,800	305,700				
128	269,100	305,900				
129	269,200	306,100				
130	269,500	306,400				
131	269,800	306,700				
132	270,100	306,900				
133	270,200	307,100				
134	270,500					
135	270,800					
136	271,100					
137	271,200					
	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900	

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、同議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現 行

改 正 案

別表第四 速記職給料表 (第一系関係)

別表第四 速記職給料表 (第一系関係)

職員の 区分	職 務 の 級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1		154,300	190,200	226,400	260,100	307,100	325,300
2		155,800	192,000	228,000	262,300	309,400	327,600
3		157,300	193,800	229,500	264,600	311,600	330,000
4		158,900	195,600	231,100	266,900	313,900	332,400
5		160,200	197,200	232,600	269,100	316,300	334,600
6		161,700	199,000	234,100	291,400	318,500	337,000
7		163,200	200,800	235,400	293,600	320,800	339,300
8		164,700	202,600	236,800	295,900	323,000	341,700
9		166,100	204,300	238,100	298,100	325,300	344,100
10		168,800	206,100	239,800	300,300	327,500	346,200
11		171,400	207,900	241,600	302,600	329,800	348,500
12		174,000	209,700	243,300	304,800	332,000	350,900
13		176,700	211,100	244,800	307,100	334,300	353,200
14		178,400	212,900	246,700	309,400	336,600	355,500
15		180,100	214,600	248,500	311,600	338,800	357,700
16		181,800	216,400	250,300	313,900	341,100	360,100
17		183,300	218,100	252,000	315,900	343,100	362,200
18		185,100	219,800	254,100	318,200	345,300	365,200
19		186,900	221,400	256,100	320,500	347,400	368,100
20		188,600	223,000	258,200	322,700	349,500	371,000
21		190,200	224,500	260,200	325,000	351,400	373,700
22		191,700	226,200	262,300	327,100	353,600	376,000
23		193,200	227,800	264,500	329,400	355,800	378,400
24		194,700	229,400	266,600	331,500	357,700	380,800
25		196,000	230,800	268,900	333,500	359,800	383,100
26		197,300	232,200	271,100	335,700	362,200	385,600
27		198,600	233,600	273,200	337,700	364,600	388,000
28		199,900	234,800	275,400	339,900	367,000	390,500
29		201,200	236,300	277,200	342,100	369,300	392,600
30		202,500	237,500	279,300	344,200	371,400	394,600
31		203,800	238,800	281,400	346,400	373,500	396,700
32		205,100	239,800	283,400	348,500	375,600	398,900

職員の 区分	職 務 の 級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1		155,800	191,700	227,900	261,000	307,800	325,900
2		157,300	193,500	229,500	263,200	310,100	328,200
3		158,800	195,300	231,000	265,500	312,300	330,600
4		160,400	197,100	232,600	267,700	314,600	333,000
5		161,700	198,700	234,100	269,900	316,900	335,200
6		163,200	200,500	235,600	262,200	319,100	337,600
7		164,700	202,300	236,900	264,400	321,400	339,900
8		166,200	204,100	238,300	266,600	323,600	342,300
9		167,600	205,800	239,500	268,800	325,900	344,600
10		170,300	207,600	241,200	271,000	328,100	346,700
11		172,900	209,400	243,000	273,200	330,400	349,100
12		175,500	211,200	244,600	275,500	332,600	351,400
13		178,200	212,600	246,100	277,700	334,800	353,600
14		179,900	214,400	248,000	280,000	337,100	355,900
15		181,600	216,100	249,700	282,200	339,300	358,100
16		183,300	217,900	251,500	284,500	341,600	360,500
17		184,800	219,600	253,200	286,600	343,500	362,600
18		186,600	221,300	255,200	288,800	345,700	365,600
19		188,400	222,900	257,200	291,100	347,800	368,500
20		190,100	224,500	259,300	293,300	349,900	371,400
21		191,700	226,000	261,200	295,500	351,800	374,100
22		193,200	227,700	263,300	297,600	353,000	376,400
23		194,700	229,300	265,400	299,900	355,200	378,800
24		196,200	230,900	267,500	302,000	358,100	381,200
25		197,500	232,200	269,800	304,200	360,200	383,500
26		198,800	233,600	272,000	306,100	362,600	386,000
27		200,100	234,900	274,100	308,100	365,000	388,400
28		201,400	236,100	276,200	310,300	367,400	390,900
29		202,700	237,600	278,000	312,500	369,700	393,000
30		204,000	238,800	280,100	314,600	371,800	395,000
31		205,300	239,900	282,200	316,800	373,900	397,100
32		206,600	241,000	284,100	319,000	376,000	399,300

33	206,300	241,000	285,400	350,500	376,600	400,000
34	207,500	242,200	287,500	352,500	377,600	401,800
35	208,900	243,300	289,500	354,400	378,800	403,600
36	210,200	244,500	291,600	356,400	380,000	405,400
37	211,300	245,500	293,700	358,000	381,000	407,100
38	212,400	246,700	295,600	359,700	382,000	409,000
39	213,400	248,000	297,600	361,600	383,100	410,800
40	214,500	249,300	299,600	363,500	384,200	412,600
41	215,600	250,700	301,400	365,300	385,000	414,100
42	216,500	251,800	303,400	366,600	386,100	415,300
43	217,300	252,900	305,400	368,400	387,200	416,500
44	218,200	254,000	307,300	370,100	388,300	417,800
45	219,900	254,900	309,200	371,700	388,900	419,100
46	219,400	255,900	311,200	372,500	389,800	420,400
47	219,900	256,900	313,100	373,200	390,700	421,700
48	220,400	257,900	315,100	374,000	391,600	422,900
49	220,800	258,700	316,600	374,700	392,200	424,000
50	221,200	259,300	318,400	375,300	393,100	425,300
51	221,500	260,100	320,200	375,900	393,900	426,600
52	221,800	260,900	322,100	376,500	394,700	427,800
53	222,100	261,700	323,900	376,700	395,300	428,900
54	222,400	262,300	325,800	377,300	396,100	429,700
55	222,700	263,100	327,700	377,800	396,800	430,500
56	223,100	263,900	329,500	378,400	397,500	431,300
57	223,300	264,600	331,200	378,700	398,300	432,000
58	223,600	265,200	332,800	379,300	399,100	432,700
59	223,900	265,800	334,300	379,900	399,900	433,400
60	224,200	266,400	335,900	380,500	400,700	434,100
61	224,700	266,900	337,100	380,800	401,400	435,000
62	225,100	267,500	338,200	381,400	402,000	435,800
63	225,500	268,000	339,200	382,100	402,500	436,600
64	225,900	268,600	340,200	382,700	403,200	437,300
65	226,300	269,900	341,200	383,000	403,600	437,900
66	269,400	269,400	341,900	383,600	404,100	437,900
67	269,900	269,900	342,800	384,300	404,600	438,700
68	270,500	270,500	343,800	384,900	405,100	438,700
69	271,100	271,100	344,700	385,400	405,600	439,200
70	271,700	271,700	345,500	386,000	406,000	439,500
71	272,300	272,300	346,400	386,700	406,400	440,000
再任 用職 員以 外の 職員						
33	207,800	242,200	286,100	350,900	377,000	400,400
34	209,100	243,300	288,200	352,900	378,000	402,200
35	210,400	244,400	290,200	354,800	379,200	404,000
36	211,700	245,600	292,300	356,800	380,400	405,800
37	212,800	246,500	294,300	358,400	381,400	407,500
38	213,900	247,700	296,200	360,100	382,400	409,400
39	214,900	248,900	298,200	362,000	383,500	411,200
40	216,000	250,200	300,200	363,900	384,600	413,000
41	217,100	251,600	302,000	365,700	385,400	414,500
42	218,000	252,700	304,000	367,000	386,500	415,700
43	218,800	253,800	305,900	368,800	387,600	416,900
44	219,700	254,800	307,800	370,500	388,700	418,200
45	220,300	255,700	309,700	372,100	389,300	419,500
46	220,800	256,700	311,700	372,900	390,200	420,800
47	221,200	257,700	313,600	373,600	391,100	422,100
48	221,700	258,600	315,600	374,400	392,000	423,300
49	222,100	259,400	317,000	375,100	392,600	424,400
50	222,500	260,000	318,800	375,700	393,500	425,700
51	222,700	260,800	320,600	376,300	394,300	427,000
52	223,000	261,600	322,500	376,900	395,100	428,200
53	223,300	262,300	324,300	377,100	395,700	429,300
54	223,500	262,900	326,200	377,700	396,500	430,100
55	223,800	263,700	328,100	378,200	397,200	430,900
56	224,200	264,500	329,900	378,800	397,900	431,700
57	224,300	265,200	331,600	379,100	398,700	432,400
58	224,600	265,800	333,200	379,700	399,500	433,100
59	224,800	266,300	334,700	380,300	400,300	433,800
60	225,100	266,900	336,300	380,900	401,100	434,500
61	225,600	267,400	337,500	381,200	401,800	435,400
62	226,000	268,000	338,600	381,800	402,400	436,200
63	226,400	268,500	339,600	382,500	402,900	436,600
64	226,700	269,100	340,600	383,100	403,600	437,300
65	227,100	269,300	341,600	383,400	404,000	437,900
66	269,800	269,800	342,300	384,000	404,500	438,300
67	270,300	270,300	343,200	384,700	405,000	438,700
68	270,900	270,900	344,200	385,300	405,500	439,100
69	271,500	271,500	345,100	385,800	406,000	439,600
70	272,100	272,100	345,900	386,400	406,400	440,000
71	272,700	272,700	346,800	387,100	406,800	440,400
再任 用職 員以 外の 職員						

再任 用職 員	110	283,800	367,300			
	111	284,200	367,700			
	112	284,500	368,100			
	113	284,700	368,600			
		181,600	208,600	278,200	308,200	337,300
						370,200

備考 この表は、連記に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

再任 用職 員	110	284,200	367,700			
	111	284,600	368,100			
	112	284,900	368,500			
	113	285,100	369,000			
		182,000	209,000	278,600	308,600	337,700
						370,600

備考 この表は、連記に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現 行

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職務の級 の 分	職務 の 級 の 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	163,400	205,400	245,300	290,400	321,000	345,100
2	2	165,300	207,400	247,100	292,600	323,300	347,300
3	3	167,300	209,400	248,300	294,700	325,700	349,600
4	4	169,200	211,400	250,700	297,000	328,000	351,800
5	5	171,100	213,400	252,400	299,100	330,100	353,900
6	6	173,100	215,400	254,200	301,300	332,300	356,000
7	7	175,000	217,400	255,800	303,500	334,600	358,200
8	8	177,000	219,300	257,500	305,700	336,900	360,400
9	9	178,800	221,400	258,900	307,800	339,100	362,300
10	10	180,600	223,200	260,500	309,900	341,400	364,500
11	11	182,400	225,000	261,800	312,100	343,600	366,600
12	12	184,200	226,800	263,200	314,200	345,900	368,800
13	13	186,100	228,700	264,800	316,500	348,100	371,000
14	14	188,400	230,600	266,200	318,800	350,200	373,100
15	15	190,700	232,500	267,300	321,000	352,400	375,300
16	16	193,000	234,400	268,500	323,300	354,500	377,400
17	17	195,200	236,000	269,700	325,300	356,700	379,200
18	18	197,800	237,900	271,100	327,600	358,800	381,300
19	19	200,300	239,800	272,500	329,700	361,000	383,300
20	20	202,800	241,700	274,000	332,000	363,200	385,400
21	21	205,200	243,300	275,300	334,300	365,200	387,500
22	22	207,000	244,800	276,700	336,400	367,200	389,700
23	23	208,800	246,100	278,200	338,500	369,200	391,900
24	24	210,600	247,500	279,700	340,700	371,300	394,000
25	25	212,500	249,000	280,900	342,600	373,100	395,900
26	26	214,400	250,300	283,000	344,800	375,200	398,000
27	27	216,300	251,600	285,100	346,900	377,300	400,200
28	28	218,100	252,800	287,200	349,000	379,400	402,400
29	29	219,800	254,100	289,300	351,100	381,500	404,300
30	30	221,600	255,300	291,300	353,300	383,600	406,300
31	31	223,400	256,700	293,200	355,400	385,700	408,300
32	32	225,200	257,900	295,100	357,600	387,700	410,100
33	33	226,900	258,800	296,900	359,300	389,900	411,800
34	34	228,600	259,800	298,800	361,300	392,000	413,400
35	35	230,300	261,100	300,800	363,200	394,100	415,000
36	36	232,000	262,600	302,800	365,300	396,000	416,600
37	37	233,400	263,600	304,500	367,300	397,700	418,200
38	38	235,200	264,800	306,600	369,500	399,600	420,000
39	39	237,000	266,100	308,700	371,600	401,500	421,700
40	40	238,800	267,500	310,700	373,600	403,100	423,600
41	41	240,200	268,900	312,600	375,600	404,500	425,400
42	42	241,700	269,800	314,600	377,700	406,000	427,100
43	43	243,000	271,100	316,700	379,800	407,400	428,800

改 正 案

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職務の級 の 分	職務 の 級 の 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	165,100	207,100	247,100	291,800	322,000	345,900
2	2	167,000	209,100	248,900	293,800	324,300	348,100
3	3	169,000	211,100	250,700	295,900	326,700	350,400
4	4	170,900	213,100	252,500	298,200	328,900	352,600
5	5	172,800	215,100	254,200	300,200	331,000	354,600
6	6	174,800	217,100	256,000	302,400	333,200	356,700
7	7	176,700	219,100	257,800	304,500	335,500	358,700
8	8	178,700	221,000	259,300	306,700	337,700	361,100
9	9	180,600	223,100	260,700	308,800	339,900	363,000
10	10	182,400	225,000	262,300	310,900	342,200	365,200
11	11	184,200	226,800	263,900	313,100	344,400	367,300
12	12	186,000	228,500	265,500	315,100	346,700	369,500
13	13	187,900	230,400	266,500	317,400	348,800	371,500
14	14	190,200	232,300	267,500	319,700	350,900	373,600
15	15	192,500	234,200	269,000	321,900	353,100	375,800
16	16	194,800	236,100	270,300	324,100	355,200	377,900
17	17	197,000	237,700	271,300	326,100	357,400	379,600
18	18	199,600	239,600	272,700	328,400	359,500	381,700
19	19	202,100	241,500	274,100	330,500	361,700	383,700
20	20	204,600	243,400	275,500	332,800	363,900	385,800
21	21	206,900	245,000	276,800	335,000	365,700	387,900
22	22	208,700	246,800	278,200	337,100	367,600	389,100
23	23	210,500	247,800	279,500	339,300	369,700	390,300
24	24	212,300	249,200	281,000	341,400	371,800	394,400
25	25	214,200	250,700	282,200	343,300	373,500	396,300
26	26	216,100	252,000	284,200	345,500	375,600	398,400
27	27	218,000	253,300	286,300	347,700	377,700	400,600
28	28	219,800	254,500	288,400	349,700	379,800	402,800
29	29	221,600	255,800	290,400	351,600	381,900	404,700
30	30	223,300	257,000	292,400	353,800	384,000	406,700
31	31	225,100	258,200	294,200	355,900	386,100	408,600
32	32	226,900	259,600	296,100	358,100	388,100	410,500
33	33	228,600	260,300	297,900	359,700	390,300	412,200
34	34	230,300	261,600	299,800	361,700	392,400	413,800
35	35	232,000	262,800	301,800	363,600	394,500	415,000
36	36	233,700	264,100	303,700	365,700	396,400	417,000
37	37	235,100	265,000	305,400	367,700	398,100	418,600
38	38	236,900	266,200	307,500	369,900	400,000	420,400
39	39	238,700	267,200	309,600	372,000	401,700	422,200
40	40	240,500	268,200	311,500	374,000	403,500	424,000
41	41	241,900	269,600	313,400	376,000	404,900	425,800
42	42	243,400	271,000	315,400	378,100	406,000	427,500
43	43	244,700	272,300	317,500	380,200	407,800	429,200

97	316,000	357,400	395,700		97	316,400	357,800	396,100
98	317,500	358,600	396,100		98	317,900	358,000	396,500
99	318,900	359,700	396,700		99	319,300	360,100	397,100
100	320,400	360,900	397,200		100	320,800	361,300	397,600
101	321,700	361,900	397,700		101	322,100	362,300	398,100
102	323,000	363,000	398,100		102	323,400	363,400	398,500
103	324,400	364,100	398,600		103	324,800	364,500	399,000
104	325,700	365,300	399,000		104	326,100	365,700	399,400
105	326,900	366,400	399,300		105	327,300	366,800	399,700
106	328,200	366,900	399,700		106	328,600	367,300	400,100
107	329,500	367,500	400,200		107	329,900	367,900	400,600
108	330,800	368,100	400,500		108	331,200	368,500	400,900
109	332,200	368,700	401,000		109	332,600	369,100	401,400
110	333,100	369,200	401,500		110	333,500	369,600	401,900
111	334,200	369,700	402,000		111	334,600	370,100	402,400
112	335,400	370,200	402,500		112	335,800	370,600	402,900
113	336,500	370,700	402,700		113	336,900	371,100	403,100
114	337,600	371,100	403,200		114	338,000	371,500	403,600
115	338,600	371,700	403,700		115	339,000	372,100	404,100
116	339,700	372,200	404,200		116	340,100	372,600	404,600
117	340,900	372,600	404,400		117	341,300	373,000	404,800
118	341,900	373,100	404,900		118	342,300	373,500	405,300
119	342,900	373,700	405,400		119	343,300	374,100	405,800
120	343,800	374,100	405,900		120	344,200	374,500	406,300
121	344,700	374,800	406,200		121	345,100	374,700	406,600
122	345,600	375,400	406,700		122	346,000	375,200	407,100
123	346,600	375,900	407,100		123	347,000	375,600	407,500
124	347,600	376,500	407,600		124	348,000	376,000	408,000
125	348,600	376,100	407,900		125	349,000	376,500	408,300
126	349,100	376,600			126	349,500	377,000	
127	349,700	377,100			127	350,100	377,500	
128	350,300	377,600			128	350,700	378,000	
129	350,600	377,900			129	351,000	378,300	
130	351,000	378,400			130	351,400	378,800	
131	351,500	378,900			131	351,900	379,300	
132	351,900	379,400			132	352,300	379,800	
133	352,300	379,700			133	352,700	380,100	
134	352,700	380,200			134	353,100	380,600	
135	353,200	380,600			135	353,600	381,000	
136	353,600	381,000			136	354,000	381,400	
137	354,000	381,300			137	354,400	381,700	
138	354,400	381,800			138	354,800	382,200	
139	354,800	382,300			139	355,200	382,700	
140	355,200	382,800			140	355,600	383,200	
141	355,400	383,100			141	356,800	383,500	
142	355,900				142	356,300		
143	356,300				143	356,700		
144	356,600				144	357,000		
145	356,900				145	357,300		
146	357,300				146	357,700		
147	357,800				147	358,200		
148	358,300				148	358,700		
149	358,600				149	359,000		
150	359,100				150	359,500		

再任用議員	151	359,600					
	152	360,100					
	153	360,400					
		252,000	257,000	283,900	308,600	326,300	353,000

備考 この表は、議院警察に在事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるのに適用する。

再任用議員	151	360,000					
	152	360,500					
	153	360,800					
		252,400	257,400	284,300	309,000	326,700	353,400

備考 この表は、議院警察に在事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるのに適用する。

○ 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案 現行

第七条の三(略)

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

③④(略)

第七条の四(略)

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、

第七条の三(同上)

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

③④(同上)

第七条の四(同上)

②(同上)

裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十(特定管理職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額

③④(略)

附則

一(同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二(同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額

③④(同上)

附則

156 (略)

7 附則第四項の規定が適用される間、第七條の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・二七五(特定管理職員にあつては、百分の一・五七五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

○ 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定(第三條關係(傍線部分は改正部分))

改正案	現行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第四條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本属長は、次に掲げる国会職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、国会職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該国会職員の週休日を設け、及び当該国会職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該国会職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該国会職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>一 子(国会職員の育児休業等)に関する法律(平成三年法律第八号)第三條第一項に規定する子(いう)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む)、父母、子、配偶者の父母その他両</p>	<p>156 (同上)</p> <p>7 附則第四項の規定が適用される間、第七條の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第四條 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一 子の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、以下この号において同じ)、父母、子、配偶者の父母その他両</p>

係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ)、父母、子、配偶者の父母その他両議院の議長が協議して定める者をいう。第十六條第一項において同じ)の介護をする国会職員であつて、両議院の議長が協議して定めるもの

二 前号に掲げる国会職員の状況に類する状況にある国会職員として両議院の議長が協議して定めるもの

(超勤代休時間)

第九條の二 本属長は、国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定。第十六條第三項及び第十六條の二第三項において「給与規程」という)第七條第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六條第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき国会職員に対して、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わるべき時間(以下「超勤代休時間」という)として、両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日等(第十一條第一項に規定する休日及び代休日を除く)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

(休暇の種類)

第十二條 国会職員の休暇は、年次休暇、病氣休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第十六條 介護休暇は、国会職員が要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により両議院の議長が協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ)の介護をするため、本属長が、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申出に基づき、要介護

議院の議長が協議して定める者をいう。第十六條第一項において同じ)の介護をする国会職員であつて、両議院の議長が協議して定めるもの

二 (同上)

(超勤代休時間)

第九條の二 本属長は、国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定。第十六條第三項において「給与規程」という)第七條第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六條第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき国会職員に対して、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わるべき時間(以下「超勤代休時間」という)として、両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日等(第十一條第一項に規定する休日及び代休日を除く)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (同上)

(休暇の種類)

第十二條 国会職員の休暇は、年次休暇、病氣休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第十六條 介護休暇は、国会職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により両議院の議長が協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ)の介護をするため、本属長が、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申出に基づき、要介護

者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、国会職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第十七条 病気休暇、特別休暇(両議院の議長が協議して定めるものを除く)、介護休暇及び介護時間については、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長の承認を受けなければならない。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (同上)

(新設)

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第十七条 病気休暇、特別休暇(両議院の議長が協議して定めるものを除く)、及び介護休暇については、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長の承認を受けなければならない。

○ 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)(第四条 関係)

(給与に関する特例)

第二条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2 5 (略)

(給与規程の適用除外等)

第三条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

現行

(給与に関する特例)

第二条 (同上)

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2 5 (同上)

(給与規程の適用除外等)

第三条 (同上)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

○ 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)(第五条 関係)

改正案

(給与規程の適用除外等)

第三条 (略)

現行

(給与規程の適用除外等)

第三条 (同上)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員（特定任期付職員）の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）（第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。）又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員（特定任期付職員）の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）（第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。）又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

十一月十六日（水）の議事予定
元議員小坂憲次君逝去につき哀悼の件
弔詞議決

議長弔詞朗読

日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 がん対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（緊急上程予定）
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）
一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の六十四」を「百分の七十二」に改め、同項第三号中「百分の四十八」を「百分の五十四」に改め、同項第四号中「百分の二十四」を「百分の二十七」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料	月額
一	二	三六一、四〇〇円	三六三、六〇〇円
	一	四一六、六〇〇円	三七一、七〇〇円
	二	四二六、六〇〇円	三七九、九〇〇円
	三	四三六、六〇〇円	三八八、〇〇〇円
	四	四四六、六〇〇円	三九三、四〇〇円
	五	四五六、六〇〇円	
	六	四六六、六〇〇円	
	七	四七六、五〇〇円	
	八	四八三、二〇〇円	
	九	四八九、九〇〇円	
	一〇	五〇七、七〇〇円	
二	一	五一八、六〇〇円	
	二	五二五、九〇〇円	
	三	五三三、二〇〇円	
	四		
三	一		
	二		
	三		

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料	月額
一	二	二六八、〇〇〇円	二七二、五〇〇円
	一	三〇六、七〇〇円	三一四、〇〇〇円
	二	三二一、四〇〇円	三二八、七〇〇円
	三	三三六、一〇〇円	三六三、六〇〇円
	四	三七九、九〇〇円	三八八、〇〇〇円
二	一		
	二		
	三		
	四		
	五		
三	一		
	二		
	三		
	四		
	五		

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十八」に改め、同項第三号中「百分の五十四」を「百分の五十一」に改め、同項第四号中「百分の二十七」を「百分の二十五・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の同法(同項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。)附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の秘書給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給与を含む。)の内払とみなす。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第百七十七條の二第一項の

規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。)を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部(平成二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。)

附則第十六條を附則第十五條の二とし、同條の次に次の一條を加える。

(国会職員の子の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十六條 国会職員の子の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第六條の四第一項」を「第六條の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

平成二十八年十一月十八日印刷

平成二十八年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A